

# SGEC 分別・表示統合事業体審査報告書

## 21 世紀循環の森づくり推進協議会

平成 2 1 年 3 月

(社) 全国林業改良普及協会

## 目 次

●統合事業体 21世紀循環の森づくり推進協議会の概要

●新生紀森林組合

●熱海産業株式会社

●有限会社 三好木材店

●有限会社 三好産業

●有限会社 ログアート宮本

●北進工業株式会社

●有限会社 安達建設

## ●統合事業体 21世紀循環の森づくり推進協議会の概要

申請者の名称：21世紀循環の森づくり推進協議会

代表者：会長 大槻 健一郎

所在地：北海道常呂郡置戸町字置戸 164 番地

統合事業体：21世紀循環の森づくり推進協議会 林産部会（7事業体）

認定対象業種：素材生産・販売、製材・木材加工、木材製品販売、建設業（建築）

### 【参加事業体】

事業体名	代表者名	所在地	認定業種	担当者名
新生紀森林組合	代表理事組合長 大槻 健一郎	北海道常呂郡置戸町 字置戸 164 番地	素材生産・販売、 製材・木材加工、 木材製品販売	鈴木良吉
熱海産業株式会社	代表取締役 熱海 忠	北海道常呂郡置戸町 字置戸 261 番地の 5	素材生産・販売	熱海 忠
有限会社 三好木材店	代表取締役社長 三好 幸市	北海道常呂郡置戸町 字置戸 220 番地	素材生産・販売	三好幸市
有限会社 三好産業	代表取締役社長 三好 幸市	北海道常呂郡置戸町 字置戸 220 番地	製材・木材加工、 木材製品販売	三好幸市
有限会社 ログアート宮本	代表取締役 宮本 幸雄	北海道常呂郡置戸町 字境野 7 番地	製材・木材加工、 木材製品販売	宮本幸雄
北進工業株式会社	代表取締役社長 鈴木 栄樹	北海道常呂郡置戸町 字置戸 22 番地 3	建設業（建築）	鈴木栄樹
有限会社安達建設	代表取締役 安達 郷志	北海道常呂郡置戸町 字拓殖 15 番地 19	建設業（建築）	安達郷志

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

## 新生紀森林組合

平成 2 1 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

## ●新生紀森林組合

### I. 新生紀森林組合の概要

1. 申請者名称 新生紀森林組合 代表理事組合長 大槻 健一郎  
(所在地) 北海道常呂郡置戸町字置戸 164 番地
2. 認定事業体 新生紀森林組合  
本 所 常呂郡置戸町字置戸 164 番地  
製材工場 常呂郡置戸町字川南
3. 事業内容 森林経営指導・造林事業・素材生産・木材加工販売  
(認定対象業種) 素材生産・販売、製材・木材加工、木材製品等販売

#### 4. 沿革・概要

新生紀森林組合は、置戸町・訓子府町を管轄区域としている森林組合である。

平成 17 年 6 月には、北海道森林組合育成指導方針に基づく中核森林組合として認定を受け、経営基盤や執行体制を強化するなど、地域林業の主要な担い手として積極的な事業展開をしている。

組合事業としては、指導事業、森林整備事業（植付、下刈、除間伐等）、素材生産事業の他、昭和 42 年より製材工場を運営して、加工事業（製材、チップ、おが粉等）、林産物販売までの一連の事業に取り組んでいる。平成 19 年度の総取扱額は約 644 百万円となっている。

素材生産を含む森林施業については、地元林業事業体育成と林業就労者の通年雇用を目的に、熱海産業(株)、北農木材工業(株)、(株)遠藤組など、地元下請会社に委託している。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、同森林組合が中心となって、地域で森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21 世紀循環の森づくり推進協議会」の事務局としての機能を果たすとともに、上記の素材生産業者など林業・木材関係者と連携して、SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

#### 【森林組合概要】

- ① 沿 革 昭和 17 年 4 月 置戸村森林組合として設立  
昭和 25 年 4 月 町制施行により置戸町森林組合と改称  
昭和 42 年 8 月 製材工場新設  
平成 13 年 9 月 訓子府町森林組合と合併、新生紀森林組合に改称し現在に至る。

- ②組合員数 767 人
- ③出資金 119,848 千円
- ④年間売上高 643,816 千円（平成 19 年 3 月 1 日～平成 20 年 2 月 29 日）
- ⑤従業員数 常勤役員 1 名、従業員 21 名（事務所 8 名、製材工場 13 名）
- ⑥製材工場 中径木ライン ツインバンドソー 3 台  
小径木ライン ツインバンドソー 1 台

**【木材・木製品の年間取扱実績】**（平成 19 年 3 月～平成 20 年 2 月）

- 素材生産量 8,011 m<sup>3</sup>（立木購入分で、請負生産は含まない）
- 製材原木使用量 15,124 m<sup>3</sup>
- 製品出荷量 6,346 m<sup>3</sup>（製材品）

※素材原木及び、製品等は、全て北海道森林組合連合会を通して販売している。

5. 分別・表示管理の方針

新生紀森林組合（以下：同森林組合）の分別・表示システムは、素材生産、土場での素材受入・販売、製材加工場での木材加工、製材品等の保管・販売までである。

SGEC 分別・表示事業体認定取得に当たり、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定め、「認証林産物」と、それ以外の林産物が生産・搬出、受入・保管、加工、出荷の各過程で混在しないよう、全体を統括する「認証林産物管理責任者」及び分別・表示管理を担当する「分別・表示管理責任者」、「担当責任者」を配置し、適正な分別・表示管理体制を確立する」とし、各部門の「認証林産物の生産・出荷管理工程」及び「分別・表示管理体制」を整えている。

基本的な作業工程の分別・表示管理の概略は次のとおりである。

- ①素材生産：伐採・搬出から、山土場検収、運材まであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。
- ②素材の受入・保管：認証林産物と非認証林産物を明確に区分して置き、他の製品等と混在しないように認証林産物であることを表示する。
- ③製材・加工：認証林産物の製材加工・生産にあたっては、期間を定めて集中的に行うことを原則とする。
- ④製品の乾燥・保管：認証林産物の保管場所には、看板を立て、認証林産物は所定の色のバンド等で結束して保管する。
- ⑤出荷・販売：製品マークと伝票の正確な受け渡しと、購入先・数量・販売先・在庫等の認証林産物履歴のコード管理を徹底する。

なお、記録簿である「SGEC 認証材製品在庫管理表」及び、素材生産現場の指導マニュアルである「認証林伐採・搬出作業マニュアル」を定め、各段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を確立していることを確認した。

### 【主な確認資料】

- 新生紀森林組合の概要（業務案内）
- 平成 19 年度業務報告書
- 認証林産物の分別・表示管理方針書
- 認証林産物の分別・表示管理体制図
- 認証林産物の生産・出荷管理工程（造材部門・製材加工部門）
- 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル
- 製材工場の敷地建物及び施設（工場・倉庫等）の配置図

## II. 新生紀森林組合の審査経過

認定審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年7月25日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

新生紀森林組合事務所

土場及び製材工場 他

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

新生紀森林組合	代表理事組合長	大槻健一郎
同	参事	鈴木良吉
同	業務課長	伊藤美裕
同	製材工場 工場長	内田政和 他

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場及び製材工場において、「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を各担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 新生紀森林組合の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、新生紀森林組合は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。（基準 3－4）
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－6）

# **SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**熱海産業株式会社**

平成 2 1 年 3 月

**(社) 全国林業改良普及協会**

## ●熱海産業株式会社

### I. 熱海産業株式会社の概要

1. 申請者名称  
(所在地) 熱海産業株式会社 代表取締役 熱海 忠  
常呂郡置戸町字置戸 261 番地の 5
2. 認定事業体名 熱海産業株式会社
3. 認定対象業種 素材生産・販売

#### 4. 沿革・概要

熱海産業（株）は、大正 12 年より、置戸町において素材生産や造林事業の請負等を実施している事業体である。地元の新世紀森林組合の請負事業を主体に、地域の民有林の素材生産・販売を担っている。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21 世紀循環の森づくり推進協議会」に加盟するとともに、地域の素材生産業者として、認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

沿革と概要は以下の通りである。

#### 【熱海産業（株）の沿革・概要】

- ①沿革 大正 12 年 造材業を創業、  
昭和 37 年 熱海産業株式会社設立  
素材生産業・造林業を始め現在に至る。
- ②年間売上高 127,000 千円（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）
- ③従業員数 常用作業員 15 名、事務職員 1 名
- ④取得資格等  
車輻系建設機械、チェーンソー使用、はい作業主任者、玉掛け作業、  
小型移動式クレーン
- ⑤所有機械  
ハーベスタ 1 台、プロセッサ 1 台、クローラトラクタ 4 台、  
パワーショベル（グラップル付） 2 台

#### 5. 木材・木製品の年間取扱実績

（平成 19 年 4 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

- 素材生産量： 1,919 m<sup>3</sup>（自社生産量のみで、請負生産は含まない）
- 素材販売量： 1,919 m<sup>3</sup>

## 6. 分別・表示管理体制

認定事業体としての熱海産業(株)の役割は、「21世紀循環の森づくり推進協議会」会員等の認証森林での伐採から搬出、山土場検収、運材までであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

熱海産業(株)では、「『緑の循環』認証会議(SGEC)が定める分別管理及び表示管理の体制を下記のとおり定め、事業活動を行う」とした「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理体制」、「認証林産物の生産・出荷管理工程」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。なお、全体を統括する認証林産物管理責任者及び分別・表示管理者を担当する分別・表示管理責任者、担当者を配置しており、内部監査及び、従業員の教育・研修に当たれる体制にあることを確認した。

### (主な確認資料)

- ・ 熱海産業(株)の概要・実績報告
- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ 認証林産物の生産・出荷管理工程図
- ・ 熱海産業(株)事務所敷地建物及び貯木場の配置図

## Ⅱ. 熱海産業(株)の審査経過

熱海産業(株)の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年7月25日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

熱海産業(株)事務所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

熱海産業(株) 代表取締役 熱海 忠

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場において、「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置き場、原木の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 熱海産業(株)の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、「全林協 SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、熱海産業(株)は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。(基準 3-4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-7)

# **SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**有限会社 三好木材店**

平成 2 1 年 3 月

**(社)全国林業改良普及協会**

## ●有限会社 三好木材店

### I. 有限会社 三好木材店の概要

1. 申請者名称  
(所在地) 有限会社 三好木材店 代表取締役社長 三好 幸市  
常呂郡置戸町字置戸 220 番地
2. 認定事業体名 有限会社 三好木材店
3. 認定対象業種 素材生産・販売

#### 4. 沿革・概要

(有)三好木材店は、昭和18年より置戸町において、素材生産・販売、造材の請負等を担ってきた事業体である。近年は、地元の北海道有林の間伐作業請負が主体となっている。

今回のSGEC事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21世紀循環の森づくり推進協議会」に加盟するとともに、地域の素材生産業者として、認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

沿革と概要は以下の通りである。

#### 【(有)三好木材店の沿革・概要】

- ①沿革 昭和18年9月 有限会社 三好木材店設立  
素材生産・販売、造材の請負を実施、現在にいたる。
- ②年間売上高 70,219千円 (平成19年6月1日～平成20年5月31日)
- ③従業員数 8名 (事務所通年3名、現場季節雇用5名)
- ④所有機械 プロセッサー1台、ハーベスター1台、スキッダー2台
- ⑤取得資格 車両系建設機械、チェーンソー使用

#### 5. 木材・木製品の年間取扱実績

(平成19年6月1日～平成20年5月31日)

- 素材生産量： 6,411 m<sup>3</sup> (立木購入生産量のみで、請負生産は含まない)
- 素材販売量： 6,435 m<sup>3</sup> (素材購入販売含む)

※主な取引先 王子木材緑化(株)、赤坂木材(株)、ルベシベ木材(株)、(有)三好産業

## 6. 分別・表示管理体制

認定事業体としての（有）三好木材店の役割は、「21世紀循環の森づくり推進協議会」会員等の認証森林での伐採から搬出、山土場選別・検収、運材までであり、これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。基本的に原木は山土場で選木・出荷されるが、一部特殊材等については、自社土場に持ち帰ることもあるので、その場合は認証材専用置き場で保管することとしている。

（有）三好木材店では、『緑の循環』認証会議（SGEC）が定める分別管理及び表示管理の体系を下記のとおり定め、事業活動を行うように努める」とした「認証林産物の分別・表示管理方針」及び「認証林産物の分別・表示管理体制」、「認証林産物の生産・出荷管理工程」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、全体を統括する認証林産物管理責任者及び分別・表示管理を担当する分別・表示管理責任者、担当者を配置しており、内部監査及び、従業員の教育・研修に当たれる体制を整えていることを確認した。

### （主な確認資料）

- ・（有）三好木材店概要・実績報告
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・認証林産物の生産・出荷管理工程図
- ・敷地・建物及び施設配置図

## Ⅱ. (有) 三好木材店の審査経過

(有) 三好木材店の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの  
児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年8月25日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(有) 三好木材店事務所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

(有) 三好木材店	代表取締役	三好幸市
同	専務取締役	三好秀市

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、  
更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示  
管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場において、「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置  
き場、原木の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の  
遵守意志を担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等から、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. (有) 三好木材店の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、(有) 三好木材店は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。(基準 3-4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)

# **SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**有限会社 三好産業**

平成 2 1 年 3 月

**(社)全国林業改良普及協会**

## ● 有限会社 三好産業

### I. 有限会社 三好産業の概要

1. 申請者名称  
(所在地) 有限会社 三好産業 代表取締役社長 三好 幸市  
常呂郡置戸町字置戸 220 番地
2. 認定事業体名 有限会社 三好産業
3. 認定対象業種 製材・木材加工、木材製品等販売

#### 4. 沿革・概要

(有)三好産業は、置戸町で道有林を中心とした地元産のトドマツ人工林材の製材を行っている事業体である。

早くからトドマツ人工林材の人工乾燥に取り組み、高精度・高品質の間柱や垂木、羽目板などの製品を供給している。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21 世紀循環の森づくり推進協議会」に加盟するとともに、地域の素材生産業者など林業・木材関係者と連携して、SGEC 認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

沿革と概要は以下の通りである。

#### 【(有) 三好産業の沿革・概要】

- ①沿革 昭和 49 年 4 月 有限会社 三好産業設立  
製材工場を設立し製材・販売、現在にいたる。
- ②年間売上高 40,094 千円 (平成 18 年 10 月 1 日～平成 19 年 9 月 30 日)
- ③従業員数 6 名 (事務所 2 名、製材工場 4 名)
- ④その他 平成 15 年 3 月 15 日 J A S 認定取得  
種類 製材、押角及び耳付き材  
品目 構造用製材、造作用製材、下地用製材

## 5. 木材・木製品の年間取扱実績

(平成18年10月1日～平成19年9月30日)

○原木購入量： 2,204 m<sup>3</sup>

○製材生産量： 1,002 m<sup>3</sup>

○製材販売量： 982 m<sup>3</sup>

【主な取引先】置戸地区造材事業協同組合、置戸林産流通加工協同組合連合会

## 6. 分別・表示管理体制

(有)三好産業には、原木土場及び製材加工を行う加工場、製材品の保管場所と、在庫製品用倉庫が設置されており、既往の原木および製品は、用途別に分別管理されている。

認証林産物の取り扱いに関しては、「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「認証林産物と、非認証の他の林産物が受入・保管・加工・出荷の過程で混在しないように、全体を統括する認証林産物管理責任者及び分別・表示管理を担当する分別・表示管理責任者、担当者を配置し、適正な管理体制を確立する」とし、加工に際しては、期間・工程の分離と印付けによる分別を徹底することとしている。

また、「認証林産物の分別・表示管理の体制」及び、「認証林産物の生産・出荷管理工程図」により、加工・流通段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理の徹底できる管理体制を整えていることを確認した。

なお、全体を統括する認証林産物管理責任者が、内部監査及び、従業員の教育・研修に当たることを確認した。

### (主な確認資料)

- ・(有)三好産業の概要・実績報告
- ・認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・認証林産物の生産・出荷管理工程図
- ・事務所敷地、建物及び施設(土場・倉庫)の配置図

## Ⅱ. 審査経過

### 1. (有) 三好産業の審査経過

(有) 三好産業の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

#### 【審査申込】

平成20年8月25日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

#### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(有) 三好産業事務所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

(有) 三好産業	代表取締役	三好幸市
同	専務取締役	三好秀市

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場及び製材工場において「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. (有) 三好産業の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、(有) 三好産業は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。(基準 3-4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 ログアート宮本

平成 2 1 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

## ●有限会社 ログアート宮本

### I 有限会社 ログアート宮本の概要

1. 申請者名称・所在地 有限会社 ログアート宮本  
代表取締役 宮本 幸雄  
北海道常呂郡置戸町字境野8番地
2. 認定事業体 有限会社 ログアート宮本
3. 認定業種 製材・木材加工、木材・木製品等販売

#### 4. 沿革・概要

(有)ログアート宮本は、置戸林産流通加工協同組合連合会(NFEA-W043:以下「同流通連」)が使用する製材品の賃挽及び木製品の製造請負を行っている事業体である。

同社加工場は、同流通連の隣接し、代表取締役の宮本幸雄氏は、同流通連の専務理事(SGEC 認証林産物管理責任者)を努めている。

今回の SGEC 事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21 世紀循環の森づくり推進協議会」に加盟するとともに、地域の木材加工業者として、認証材の適正な分別・表示と流通を担おうとするものである。

沿革と概要は以下の通りである。

#### 【沿革】

- ① 沿革 創業昭和 36 年 広葉樹製材開始  
昭和 59 年 置戸林産流通加工協同組合連合会で使用する  
製材品の賃挽及び製造の請負  
J A S の認定工場を受理
- ② 年間売上高:約 30,000,000 円(平成 18 年 4 月 1 日~19 年 3 月 31 日)
- ③ 従業員数 : 3 名(通年)
- ③ 木材の年間取扱量 (平成 18 年 4 月 1 日~19 年 3 月 31 日)  
製品:約 2,000 m<sup>3</sup>(置戸林産流通加工協同組合連合会の賃挽き)

## 5. 分別・表示管理体制の確立

(有)ログアート宮本は、置戸林産流通加工協同組合連合会に隣接する加工施設で、賃挽き委託加工を行っている事業体であり、認証林産物の取扱については、同流通連の「管理体制」及び「SGEC 分別・表示管理マニュアル」に従って管理される。運用にあたっては、同流通連の「SGEC 認証林産物管理責任者」の宮本幸雄氏が、同社の「分別・表示管理責任者」を直接兼務して、SGEC 認証林産物と非認証の他の林産物が受入、製材、加工の各段階で混在しないよう管理にあたる。

管理の詳細は、同社「認証林産物の生産・出荷管理工程図」による。

### (主な確認資料)

- ・置戸林産流通加工協同組合連合会管理体制図
- ・置戸林産流通加工協同組合連合会 SGEC 分別・表示管理マニュアル
- ・(有)ログアート宮本「認証林産物の生産・出荷工程管理図」
- ・加工場配置図
- ・置戸林産流通加工協同組合連合会安全作業マニュアル

## Ⅱ. (有) ログアート宮本の審査経過

有限会社 ログアート宮本の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、宇佐美均、野田昭一の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年8月25日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

置戸林産流通加工協同組合連合会事務所  
(有) ログアート宮本加工工場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター  
審査員 児島 裕

(出席者)

(有) ログアート宮本 代表取締役 宮本幸雄

(内 容)

1. 事務所において事業の概要、現行の木材の流れ及び管理の仕組み等について、更に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
2. 土場及び製材工場において「認証林産物の生産・出荷管理工程図」に基づき、認証材置き場、工程、製品の分別状況を確認した。
3. SGEC 分別・表示システム及び、管理方針、分別・表示管理計画・体制等の遵守意志を担当者に確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. (有) ログアート宮本の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、(有) ログアート宮本は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。(基準 3-4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3-5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3-6)

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

北進工業株式会社

平成 2 1 年 3 月

(社)全国林業改良普及協会

## ●北進工業株式会社

### I. 北進工業株式会社の概要

1. 申請者名称 北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹  
(所在地) 北海道常呂郡置戸町字置戸 22 番地 3
2. 認定事業体 北進工業株式会社
3. 事業内容 特定建設業

(認定対象業種) 建設業 (建築設計・施工、その他工事)

#### 4. 沿革・概要

北進工業(株)(以下、「同社」という)は、置戸町及びその近郊で、車両整備や建設業などを営む事業体である。19年度売上の9割は建設業で、公共施設から個人住宅などの新築、改修工事を手掛けている。

今回のSGEC事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21世紀循環の森づくり推進協議会」に建設業者として協力し、地域の素材生産、製材加工業者など林業・木材関係者と連携して、認証材の適正な分別・表示を担おうとするものである。

#### 【沿革】

昭和38年	北進車両整備	創業
昭和43年	北進車両(株)	組織変更
昭和52年	北進工業(株)	社名変更

#### 【従業員数】

15名

#### 【年間売上高】

平成19年度決算： 514,000千円  
(内建設業) 467,000千円

#### 【社内の建築資格所有者】

- ・ 建築士 1名
- ・ 1級建築施工管理技士 1名
- ・ 2級建築施工管理技士 1名

### 【主な加盟団体等】

ISO 認証 (JIS Q 9001:2000 対応 7.3～7.3.7 除外)  
有効期限 2011/07/23 (JAB 登録)

### ●木材・木製品の年間取扱実績

(平成 19 年 2 月～平成 20 年 1 月)

木造住宅 3 棟 (当期は増改築・改修のみ)  
木材製品使用量 11.5 m<sup>3</sup>

## 5. 分別・表示管理体制

同社における主要な構造材等は、同社の設計図面に基づいて、取引先の製材工場等に発注され、同社資材庫兼加工所に搬入（プレカット材等は現場へ直送）され、刻み加工された後、現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

認証林産物の取り扱いに関しては、同社が取得している ISO の品質管理に基づいた「認証林産物の分別・表示管理方針書」を定めており、「品質管理・工程管理体系図」によって、受入、加工、建設段階で認証林産物を量的に把握し、分別・表示管理が徹底できる体制を整えている。

管理体制については、「認証林産物の分別・表示管理体制」を整えており、「認証林産物の管理責任者を品質担当責任者と定め、認証林産物の受入・保管・使用・受渡の管理を計画し、工事担当責任者に指示・指導・監視を行う」こと、「品質担当責任者」が、適正な内部監査及び、従業員の教育・研修に当たることを確認した。

### 【主な確認資料】

- ・分別・表示管理方針書
- ・認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・品質管理・工程管理体系図
- ・事務所及び資材置き場の配置図
- ・認証材入荷・製品在庫管理表（書式）
- ・同社設計図・木拾い表

## II. 北進工業株式会社の審査経過

北進工業株式会社の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年10月27日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

北進工業株式会社事務所及び資材置き場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

北進工業株式会社 代表取締役 鈴木栄樹

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. 北進工業(株)において、事業の概要、現行の建築事業における木材の仕入れからの流れ・現場管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社資材置き場において、原材料の保管方法、加工工程、加工済み製品の保管方法について確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日／審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社) 林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社) 全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. 北進工業株式会社の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、北進工業株式会社は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。（基準 3－4）
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。（基準 3－5）
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。（基準 3－7）

# **SGEC 分別・表示事業体審査報告書**

**有限会社 安達建設**

平成 2 1 年 3 月

**(社)全国林業改良普及協会**

## ●有限会社 安達建設

### I. 有限会社 安達建設の概要

1. 申請者名称 有限会社 安達建設 代表取締役 安達郷志  
(所在地) 北海道常呂郡置戸町字拓殖 15-19
2. 認定事業体 有限会社 安達建設
3. 事業内容 一般建設業

(認定対象業種) 建設業 (建築設計・施工、その他工事)

#### 4. 沿革・概要

(有)安達建設(以下、「同社」という)は、昭和42年に創業し、置戸町及びその近郊で、地域ビルダーとして木造住宅、施設等の新築、改修工事を手掛けている工務店である。

今回のSGEC事業体認定への取組は、地域で持続可能な森林経営を実現させるため、森林認証に一体となって取り組もうと結成された「21世紀循環の森づくり推進協議会」に建設業者として加盟し、地域の素材生産、製材加工業者など林業・木材関係者と連携して、認証材の適正な分別・表示を担おうとするものである。

#### 【沿革】

昭和42年	安達建設	創業
平成8年	(有)安達建設	組織変更

#### 【従業員数】

2名

#### 【年間売上高】(平成19年4月～平成20年3月)

18,000千円

#### 【木材・木製品の年間取扱実績】(平成19年4月～平成20年3月)

住宅建築(増・改築、改修含む) :	2棟
木材製品使用量 :	5.4107 m <sup>3</sup> (増・改築のみ)
(内訳) 構造材 :	2.5525 m <sup>3</sup>
羽柄材 :	0.6368 m <sup>3</sup>
造作材 :	2.2214 m <sup>3</sup>

## 5. 分別・表示管理体制

(有) 安達建設(以下：同社)は、「『緑の循環』認証会議(SGEC)が定める諸規定に則り、分別管理及び、表示管理計画を明確に定め、事業活動を行う」ことを目的とした「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「品質管理・工程管理計画」を定め、SGEC 森林認証された森林から生産された認証林産物と非認証の他の林産物が受入、保管、加工、建設の各段階で混在しないよう、分別・表示し、認証林産物の普及・PR を図ることとしている。

同社における構造材等の木材は、設計図面等に基づいて、取引先に発注され、同社資材庫兼加工所に搬入(プレカット材等は現場へ直送)され、刻み加工された後、現場に搬入されて組み立てられるという工程である。

同社には、刻み加工を行う作業場兼製材品の保管庫が設置されており、上記方針に則って、受入時の確認、専用保管場所の設定と表示管理が行われることで、分別は十分可能である。

分別・表示管理体制については、「認証林産物の分別・表示管理体制」を整えており、「認証林産物の管理責任者を「品質担当責任者」と定め、認証林産物の受入・保管・使用・受渡の管理を計画し、工事担当責任者に指示・指導・監視を行う」こととしている。

なお、上記方針では、「品質担当責任者」が、従業員、請負大工に対する本方針の教育・指導に当たるとともに、内部検査を行うことを確認した。

### 【主な確認資料】

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制図
- ・ 品質管理・工程管理計画図
- ・ 事務所及び貯木場の配置図
- ・ 認証材入荷・製品在庫管理表(書式)

## II. (有) 安達建設の審査経過

(有)安達建設の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの児島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

### 【審査申込】

平成20年10月27日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

### 【認定審査】

平成20年11月20日／書類確認及び現地確認

(場 所)

(有) 安達建設事務所及び作業所

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター

審査員 児島 裕

(出席者)

(有) 安達建設 代表取締役 安達郷志

(内 容)

1. 提出された書類及び資料の説明を受け、修正事項等の確認を行った。
2. (有) 安達建設において、事業の概要、現行の建築事業における木材の仕入れからの流れ・現場管理の仕組み等について、また、事業体認定取得後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 同社加工工場において、原材料の保管方法、加工工程、加工済み製品の保管方法について確認した。
4. 管理方針、認証林産物の生産・出荷管理計画、分別・表示管理体制等の遵守意志を確認した。

## 【審査判定】

平成 21 年 3 月 17 日 / 審査委員会

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原輝彦
木構造振興株式会社専務取締役・農学博士	西村勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋俊幸
(社)林木育種協会理事長	真柴孝司

### (事務局)

(社)全国林業改良普及協会認証審査センター	児島 裕
同 認証審査センター	野田昭一
同 認証審査センター	宇佐美均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGECの定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

### Ⅲ. (有) 安達建設の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき作成した、全林協「SGEC 事業体認定審査基準・指標」の 12 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「審査判定」を行い、審査委員に諮ったところ、(有) 安達建設は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

#### 【向上目標】

1. 認定取得後の内部監査を適切に行い、認証林産物の適正なトレサビリティーを確立すること。(基準 3 - 4)
2. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。(基準 3 - 5)
3. 認証林産物の取り扱いに関する記録類の保存に努めること。(基準 3 - 7)